

第13回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年5月31日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員 3番 金子 靖委員 4番 清水 幸治委員 6番 二谷 幸裕委員
7番 大畑 礼子委員 8番 浅野 徳昭委員 9番 細川 裕委員
10番 菅原 雄一委員 11番 佐藤 裕司委員 12番 山崎 隆史委員
13番 成田 俊英委員 14番 中川 浩幸委員 15番 瀬戸 賢成委員
16番 稲場 洋二委員 17番 松下 裕幸委員 18番 佐藤 泰正委員
19番 福西 範委員 20番 野澤 勲委員 21番 志賀 忠浩委員
(以上 18名)

4. 欠席委員 1番 野村 照明委員 5番 廣瀬女公美委員

5. 参 与 者 農業委員会事務局
次長 高山 直樹 主査 清水 秀人
(以上 2名)

会議録署名委員の指名 6番 二谷 幸裕委員
8番 浅野 徳昭委員

6. 議事日程 会期決定について 令和4年 5月 31日 (1日)

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第55号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第56号 現況証明願について
議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第59号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
稲場職務代理

本日、野村会長が全国農業委員会会長大会に出席するため東京に滞在されておりますので、会長に代わり議長として議事進行いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。

只今より第13回釧路市農業委員会総会を開催致します。

本日の出席者は18名です。

議事録署名人に6番、二谷幸裕委員、8番、浅野徳昭委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

なお、会期は本日5月31日の1日と致します。

それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
高山次長

会務概要報告を行います。

議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
稲場職務代理

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。

報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
高山次長

それでは、議案書3ページにございます、報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書4ページの表の1番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地を、平成28年4月6日、相続し所有権を取得したとして、令和4年5月18日、行政書士の■■■■氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長
稲場職務代理

ただいま事務局から説明がありました報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第55号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局
高山次長

それでは、議案書の5ページにございます、議案第55号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書6ページの表の1番は、資料が7ページと8ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和4年5月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
稲場職務代理

ただいま説明がありました、議案第55号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。
議案第55号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第55号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第56号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局
高山次長

それでは、議案書の9ページにございます、議案第56号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書10ページの表の1番は、資料が11ページと12ページにあります。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である、 []氏から現況証明願がございました。

5月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が13ページと14ページにあります。

公簿地目が畑である、 []、の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏から現況証明願がございました。

5月18日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第56号「現況証明願」の1番について報告致します。

現況証明願の1番は、 []氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、 []、面積は []㎡の土地についてであります。令和4年5月17日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認致しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

浅野徳昭委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。

委員

金子委員

議案第56号「現況証明願」の2番について報告致します。

現況証明願の2番は、 []氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある []、面積は []㎡の土地についてであります。令和4年5月18日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

金子靖委員、ありがとうございました。

それでは、議案第56号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第56号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第56号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

高山次長

それでは、議案書の15ページにございます、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、鉏路地区で4件、阿寒地区で4件、音別地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書16ページの表の1番は、資料が20ページと21ページにございます。

が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、氏に、無償譲渡による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が22ページと23ページにございます。

氏が所有する、他1筆、面積合計㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が22ページと24ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書17ページの表の4番は、資料が22ページと25ページにございます。

氏が所有する、他1筆、面積合計㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が26ページから30ページにございます。

氏が所有する、他17筆、面積合計㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書18ページの表の6番は、資料が26ページと31ページから34ページにございます。

氏が所有する、他17筆、面積合計㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の7番は、資料が35ページから37ページにございます。

氏が所有する、他3筆、面積合計㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書19ページの表の8番は、資料が35ページ、38ページ、39ページにございます。

氏が所有する、
、他7筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うもの
でございます。

次に、表の9番は、資料が40ページと41ページでございます。

氏が所有する、
の内、他1筆、面積合計 m^2 の農用地について、
氏に年間 円で賃貸借を行うもの
でございます。

以上、9件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしく
お願い致します。

議長
稲場職務代理

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から4番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から4番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、
が所有する、
の1筆、
 m^2 の農用地について、
氏に無償譲渡による所有権の移転を行う
ものであります。

次に、2番の申請の内容は、
氏が所有する、
、他1筆、合計 m^2 の農用地について、
氏に年間 円で賃貸借を行う
ものであります。

次に、3番の申請の内容は、
氏が所有する、
の1筆、
 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行う
ものであります。

次に、4番の申請の内容は、
氏が所有する
、他1筆、合計 m^2 の農用地について、
氏に年間 円で 賃貸借を行う
ものであります。

これらの件について、令和4年5月17日、釧路地区農業委員3名及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしく
お願い致します。

議長
稲場職務代理

浅野徳昭委員、ありがとうございました。

次に、5番から8番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。

委員
金子委員

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番から8番について、調査報告を致します。

5番の申請の内容は、
氏が所有する、
、他17筆、合計 m^2 の農用地について、
氏に年間 円で賃貸借を行う
ものであります。

次に、6番の申請の内容は、
氏が所有する、
、他17筆、合計 m^2 の農用地について、
に年間

円 で 賃貸借を行うものであります。

次に、7番の申請の内容は、氏が所有する、
、他3筆、合計㎡の農用地について、に、年間
円で賃貸借を行うものであります。

次に、8番の申請の内容は、氏が所有する、
、他
7筆、合計㎡の農用地について、に、年間
円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和4年5月18日、阿寒地区農業委員3名及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

金子靖委員、ありがとうございました。

次に、9番の現地調査結果について、調査委員長の志賀忠浩委員より報告をお願いします。

委員

志賀委員

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の9番について、調査報告を致します。

9番の申請の内容は、氏が所有する、の内、他1筆、合計㎡の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものであります。

この件について、令和4年5月19日、音別地区農業委員6名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

志賀忠浩委員、ありがとうございました。

それでは、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、3番につきましては、清水幸治委員が役員を務める法人の案件、5番につきましては、細川裕委員、本人の案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番、2番、4番と6番から9番を一括で審議した後に、3番を、最後に5番を審議することとします。

それでは、1番、2番、4番と6番から9番について、一括で審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、4番と6番から9番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、4番と6番から9番については、原案のとおり決定致します。

次に、3番を審議いたしますので、清水幸治委員は退出して下さい。

(清水幸治委員退室)

議長

稲場職務代理

それでは、3番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

稲場職務代理

賛成多数で賛成と認め、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番については、原案のとおり決定致します。

退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水幸治委員入室)

議長

稲場職務代理

3番は、原案のとおり決定致しました。

次に、5番を審議いたしますので、細川裕委員は退出して下さい。

(細川 裕委員退室)

議長

稲場職務代理

それでは、5番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

稲場職務代理

賛成多数で賛成と認め、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」の5

番については、原案のとおり決定致します。
退室されている細川裕委員は入室して下さい。

(細川裕委員入室)

議長
稲場職務代理

5番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、次に、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
高山次長

それでは、議案書の42ページでございます、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。
今回は、釧路地区で4件、阿寒地区で1件の計画がございます。
お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書43ページの表の1番は、資料が45ページと46ページでございます。
■■■■氏が所有する、■■■■の内、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
次に、表の2番は、資料が45ページと47ページでございます。
■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
次に、表の3番は、資料が45ページと48ページでございます。
■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
次に、表の4番は、資料が45ページと49ページでございます。
■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

議案書44ページの表の5番は、資料が50ページから59ページでございます。
■■■■が所有する、■■■■、他22筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、5件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
稲場職務代理

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、1番から4番につきましては、浅野徳昭委員、本人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。
従いまして、1番から4番を審議した後に、5番を審議することとしますので、浅野徳昭委員は退室をお願い致します。

(浅野 徳昭委員退室)

議長
稲場職務代理

それでは、1番から4番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
稲場職務代理

賛成多数で賛成と認め、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から4番については、原案のとおり決定致します。

退室されている浅野徳昭委員は入室して下さい。

(浅野徳昭委員入室)

議長
稲場職務代理

1番から4番は、原案のとおり決定致しました。

次に、5番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番については原案のとおり決定致します。

次に、議案第59号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
高山次長

議案書60ページにございます、議案第59号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書61ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、
で、令和4年2月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

ただいま説明がありました、議案第59号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第59号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 5月 31日

議長 稲場 洋二

署名委員 二谷 幸裕

署名委員 浅野 徳昭